

岸和田市木造住宅耐震改修設計・改修工事補助制度

● 補助対象となる建築物（次の全てに該当するもの）

- 1、 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅（一戸建ての住宅、共同住宅又は兼用住宅）ただし、店舗等を兼ねる住宅については床面積の 1 / 2 以上を住宅の用途に使用しているもの
- 2、 耐震診断結果の数値が 1.0 未満であるもの
- 3、 現に居住し又はこれから居住しようとするもの

*耐震診断結果の数値とは・・・

一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法は精密診断法による総合評価における上部構造評点をいう。

● 次のいずれにも該当するもので補助対象となる改修設計・改修工事(シェルター設置工事を含む。)

- 1、 耐震診断の結果の数値が1.0未満の木造住宅において、耐震改修工事後の数値を1.0以上まで高めるための計画（耐震改修工事前の数値が0.7未満であるものについては、耐震改修工事後の数値を0.7以上まで高めるための計画）
- 2、 耐震改修技術者が作成した耐震改修計画に基づいて行う工事で、耐震改修技術者により工事監理が行われるもの

*耐震改修技術者とは建築士であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 公益社団法人大阪府建築士会が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を受講し、受講修了者名簿に登録されている者
- イ 一般財団法人日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震診断及び補強方法」に関する講習会の受講を終了した者
- ウ 平成 24 年以降に防災協会が主催した「木造住宅の耐震診断及び補強方法」に関する講習会の受講を修了し、修了証の交付を受けた者
- エ ア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有する者であると市長が認めた者

● 補助対象者

補助対象となる建築物を所有する個人で、その方が属する世帯全員の課税所得金額の合算した額が 5,070,000 円未満の方

● 補助金額

耐震改修設計の補助額

補助する金額
耐震改修計画の作成に要する費用に 0.7 を乗じて得た額 上限 10 万円（千円未満切捨て）

* 当該耐震改修計画に基づく耐震改修工事が補助金の交付の申請の日の属する年度の 2 月末日までに完了する場合に限る。

* 賃貸住宅の場合、耐震改修設計補助金はありません。

* 耐震シェルター工事の場合、耐震改修設計補助金はありません。

耐震改修工事の補助額

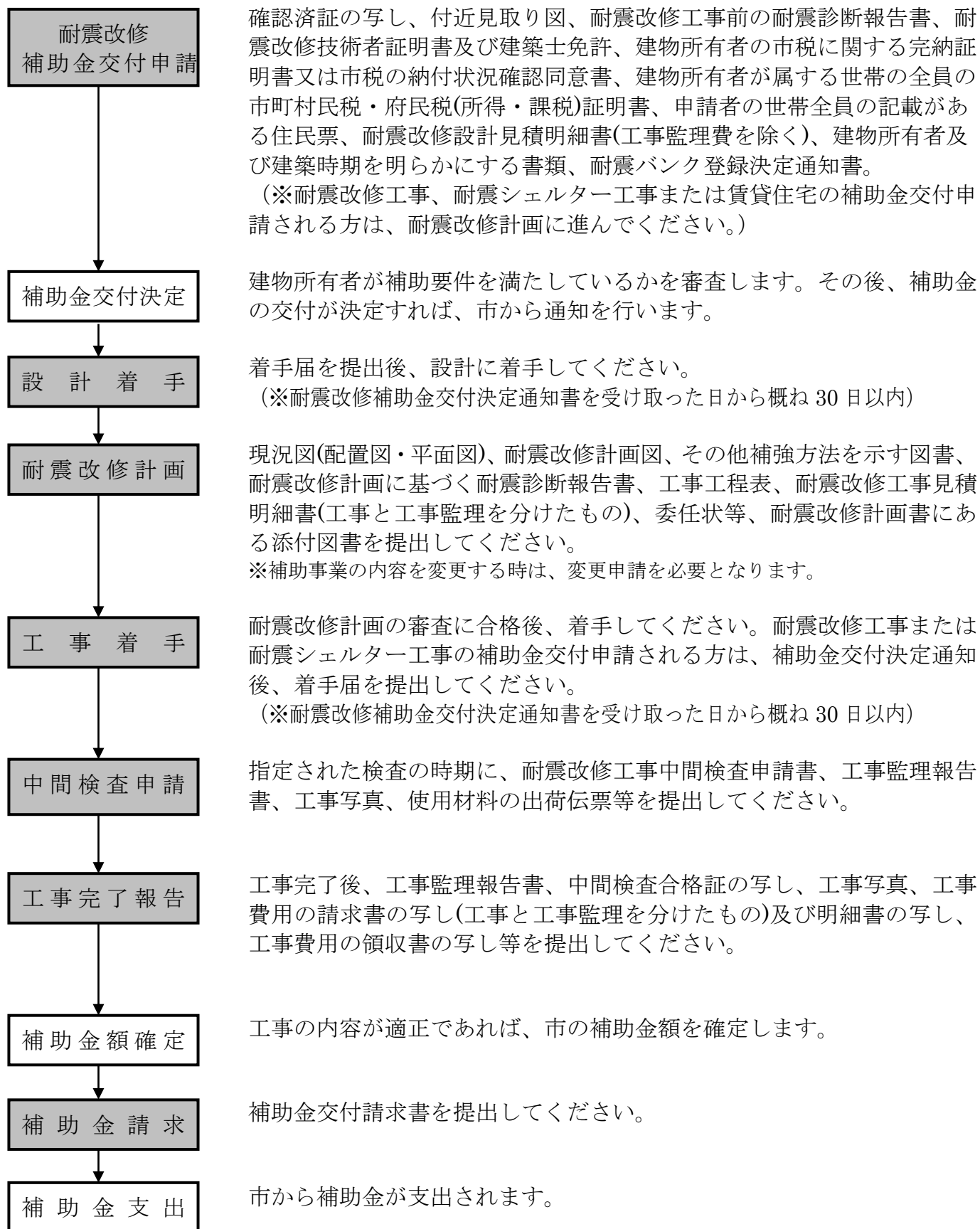
補助対象者が属する世帯全員の月額所得の合計	補助する金額 (千円未満切捨て)
214,000 円を超える場合	耐震改修工事に要する費用に 0.7 を乗じて得た額 上限 70 万円
214,000 円以下の場合	耐震改修工事に要する費用に 0.7 を乗じて得た額 上限 90 万円

*耐震改修工事に併せて行うリフォーム工事等の費用は耐震改修工事に要する費用に含みません。

*月額所得とは、世帯全員の合計所得金額から地方税法第 314 条の 2 に規定する障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、配偶者控除額、扶養控除額及びひとり親控除額並びに所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る雑所得を有する場合には、その給与所得等を有する者一人につき 100,000 円を差し引いた金額を世帯で合算し、その金額を 12 で除した額をいう。

岸和田市木造住宅耐震改修補助制度

耐震改修設計・改修工事補助フロー



: (申請者によるもの)



: (市によるもの)